

ね

そ

白川郷荻町集落の自然環境を守る会 発行 平成20年 1月号

伝建制度に関わる荻町女性会の学習会開催！！

去る12月17日・20日に荻町公民館を会場に、女性会の皆さんを対象とする学習会を開催しました。これは教育委員会が主催する学習会で、文化財係の近藤さんを講師に、九州大学大学院生の麻生さん佐藤さんにお手伝いいただきながら昼夜計4回開催し、のべ56名もの方々にご参加くださいました。今回はそのお話の概要を以下に掲載いたします。

荻町集落は世界遺産の危機？！……

世界遺産は、国と国がかわした条約であり、「国が責任をもって自国の世界遺産を自国の保護法に基づき守ります」と公約したものです。そこで、世界遺産登録をしたユネスコに対して定期的な報告が必要であり、白川村は毎年荻町集落の状況について定期報告書を作成し、国に提出しています。これ以外に、現地調査（定期モニタリング）がユネスコによって行われ、白川郷は平成23年頃の予定と聞いています。さらに、その報告内容や非公式にユネスコに入る情報などから突然に行う調査（指摘対応モニタリング）もあります。その際に、「世界遺産としての価値を失う危険性にあるもの」とユネスコに判断された場合は「危機遺産リスト」に登録されます。戦争や自然災害が原因で危機遺産リストに登録され、それによって救われた地域はありますが、もし白川郷の景観が観光や都市化によってそこなわれ危機遺産になるとしたら、これは決して名誉なこととはいえません。



〔熱心に聞き入る女性会の皆さん〕

世界遺産白川郷を守るための国の保護制度は、「重要伝統的建造物群保存地区保存制度」（以下、伝建制度）をもって保護することとしています。したがって、荻町合掌造り集落では、この制度を尊守し、文化財の保護とよりよい農村景観を維持することが、荻町地区の役割であり同時に世界遺産を守ることに繋がると考えられます。では、伝建制度とはどのようなものなのでしょう？

重要伝統的建造物群とは……

文化財保護法の「第9章 伝統的建造物群保存地区 第142条」を白川にあてはめてみますと、伝統的建造物が合掌造り家屋などの歴史的価値のある民家や倉庫などを示し、これと一体をなし価値を形成している環境が農山村景観にあたります。農山村景観とは、田んぼや畑、畦や水路、石垣や樹木、豊作を願い建立された神社境内や村人の生活の証である道路、集落を囲む山々がこれにあたります。

伝建制度は昭和50年の文化財保護法改正時に創設され、翌年に荻町集落はその選定第1号の一つに名を連ねました。現在では全国80地区が選定を受け、歴史的価値のある集落や町並みを活かした「まちづくり」への有効な制度として高い評価を得ています。

伝建制度に基づき、市町村では条例を定め、保存地区にある歴史的建造物等の現状変更の規制や保存に必要な事項を定めるようになっています。荻町地区の皆さんにご負担をおかけしている現状変更

申請は、この規定からきているものです。白川村の場合は、直に教育委員会へ提出するのではなく、一旦守る会へ申請書を提出し、守る会の意見書を添えて提出するシステムとしています。

次に、文化財保護法第143条の2をみますと、市町村が伝建地区を定め保全することができるとしています。国の保護法で守られているといいつつも責任は村にあるのです。しかし、必要な指導や助言は国から受け（第143条の5）、第145条には指定が解除されることも定められています。そのことから、きちんとした保存計画が必要であるといえます。伝建制度を簡単にいうと「市町村に計画段階から主体性を持たせ、結果については市町村が責任を持つ」という、近年盛んにいわれている地方自治を取り入れた制度であるといえるでしょう。

白川村保存計画の見直し事業……

白川村教育委員会では、昭和51年の伝建地区選定、昭和61年、平成6年と過去3回の荻町の保存計画の作成・見直しを行ってきました。そして19年度は、谷口尚村長を会長として保存対策協議会を設立し、具体的な見直し調査の素案作りを進めています（ねそ6月号参照）。夏に荻町区にある倉庫の実測調査をさせていただいたのもその一環で、引き続き環境物件や工作物の調査も九州大学のみなさんによって進めています（ねそ11月号参照）。さらに、放水銃56器による火災への備えに加え、震災や風水害への対策も計画に加えていかなばと考えています。なお、この計画は平成21年に完了し文化庁に報告する運びとなります。

日頃より荻町地区の皆様には守る会の定例会の活動をはじめ、トイレ掃除からゴミ拾いに至るまでご努力いただいていますことを感謝申し上げます。その一方、今の世界遺産白川郷を善しとしない評価を耳にすることもご認識のことと思います。皆さんの努力の積み重ねが無にならないように、何よりも世界が認め先人が築き伝承してきた文化を、「自分たちの村を自分たちで守る」次のステップとして「自分たちの村を自分たちで輝かせる」ことができるよう、保存計画の作成を共にがんばりたいと思います。また、今後も定期的に論点や対象者をかえながら学習会を重ねていきたいと思っています。ご協力の程よろしくお願いいたします。……以上が近藤さんの講演内容です。近藤さん、ご参加くださいました女性会の皆さん、4回にわたる学習会ありがとうございました。【文責:和田 正人】

守る会の活動指針（国際フォーラム白川郷宣言より）

- (1) 隣人にやさしい心豊かで安全な共同生活のいっそうの充実
- (2) かけがえのない美しい文化遺産の保全と未来への確かな継承
- (3) 国内外の人々との文化交流を通して友好の輪の拡大

= 12月の活動報告 =

- 12月 6日 役員会・定例会（24名）
- 12月 9日 三村交流会・財団10周年記念式典
- 12月 13日 ブロードバンド促進検討会・ねそ配付
- 12月 16日 旧寺口家雪囲い作業
- 12月 17日 女性会学習会（教育委員会主催）2回開催
- 12月 18日 中間会計監査
- 12月 20日 女性会学習会（教育委員会主催）2回開催
- 12月 23日 荻町区大寄り合い（選挙）

= 区民の皆様へ =

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会の2週間前までに財団又は各組代表の委員に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆さんの理解とご協力をお願いします。

1月の協議事項（現状変更申請に関わって）

次号に掲載いたします。